

公益法人の会計に関する研究会（第32回）
議事録（案）

内閣府公益認定等委員会

公益法人の会計に関する研究会（第32回） 議事次第

日 時：平成30年10月15日（月）13:30～14:47

場 所：内閣府公益認定等委員会事務局 第1会議室

1. 平成30年度会計研究会の開催について
2. アンケートの集計及び分析について
3. 今後の検討課題について
4. その他

○明渡次長 それでは、定刻になりましたので「第32回 公益法人の会計に関する研究会」を開催いたします。

それでは、高山座長、進行をお願いいたします。

○高山座長 ただいまから、平成30年度の初回となります通算第32回の会計研究会の開催をいたします。

本日は、参与全員の御出席でございます。

まず、新たに今回、事務局長と次長が着任されましたので、御挨拶のほう、よろしくをお願いいたします。

○山内局長 7月20日付で事務局長を拝命いたしました山内と申します。よろしくをお願いいたします。

私は、3年前にこの事務局の総務課長をやっておりますので、そのとき以来、2度目となります。

どうか、先生方の皆さん、よろしくお願いいたします。

○明渡次長 同じく、この夏から次長を拝命いたしました明渡でございます。

これまで総務課長でおりましたので、こちらのほうの会議のほうも拝聴しておりました。引き続きよろしくお願いいたします。

なお、事務局でございますけれども、こちらのほうから松前、黒野、新たに菊地のほうが入ってまいりましたので、あわせてよろしくお願いいたします。

○高山座長 それでは、本日の議事に入ります。

議事の第一は「平成30年度会計研究会の開催について」です。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

○明渡次長 まず、お配りしている資料ですけれども、ゼムクリップで3つの束になっているかと思えます。一番最初の束が、議事次第が書いてある「公益法人の会計に関する研究会 議事次第」というのが表紙になっているものです。

その次の束が右上に「非公開 机上配付資料」と書いてあるものです。

最後の束が右上に赤書きで「懇談用資料」となっている3つの束でございます。

そのうち、これから説明いたしますのは、最初の束を1つおめくりいただきますと、右上に「資料1-1」と書いてあるものがございます。表題といたしまして「公益法人の会計に関する研究会運営要領（案）」となっているものでございます。

この運営要領につきましては、以前、第1回の会合の際に御了解いただいたものと承知しておりますけれども、今回、その一部を見直して、改めて申し合わせをお願いできないかというものでございます。これまでの会合で非常に熱心に御議論いただいてきたところでございますけれども、一方、議論の内容につきましては、まとめられた報告についてのパブリックコメントを実施する形で公にしてきたと承知しております。

このような方法は、一つの方法ではあるかと思いますが、一方で、議論の過程が十分

にわからないという御批判の声も耳にすることがございます。

また、政府に設けられている懇談会等においては、このようなやり方は、必ずしも積極的なものとはまでは、なかなか言えないだろうと考えております。このような点を踏まえまして、今、ご覧いただいている資料1-1の2の(2)、少し網を掛けておりますけれども、議事要旨の部分につきまして「議事要旨は、内閣府公益認定等委員会事務局において作成し、メンバーの確認後公表する」という形にさせていただいてはどうかということでございます。

公表の方法につきましては、ホームページに載せるということで、特に記者にばらまいたりということまでは考えておりません。

また、議事要旨でございますので、議事録そのままということではなく、御議論の内容、時間等にもよりますけれども、2ページぐらいの簡潔なものとしてはどうかという感じしております。

あわせて、資料につきましても、出せるものは出せるという形にした上で、今回、資料を3つに分けておりますけれども、なかなか公表になじまないものは、机上配付の資料、もしくは議論につきましても、委員間の懇談という形でやらせていただいております。

あわせて、4ポツの「その他」ということで、バスケットクローズ的な状況をつけ加えさせていただきます。

こちらのほうで御了解がいただければ、この日にちのところにきょう付の日付を入れさせていただきますと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの申し合わせの変更の2の(2)、4でございますが、このほかも含めまして、ただいまの説明に御質問、御意見などございますでしょうか。

なければ、この運営要領について、御了解いただけたとし、本日付けの申し合わせいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして資料1-2、1-3について、事務局から御説明をよろしくお願ひいたします。

○明渡次長 資料1-2でございます。「平成30年度会計研究会の開催について」という表題のペーパーでございます。

右上にクレジットがありますように、8月3日の公益認定等委員会のほうで付されて、御了解をいただいているものの御報告でございます。

「検討項目」といたしましては、Iにありますように3つの柱からなっております。

1つ目が、28年度報告までの成果の振り返り、アンケート実施、検証ということです。

2つ目が、29年度報告関係のフォローアップです。

3つ目が、今後の課題の整理という形になっております。

Ⅱ、Ⅲは「検討体制」「スケジュール」でございますけれども、検討体制は従前どおりの先生方でございます。

スケジュールにつきましては、この8月3日のペーパーでは、ざくっとした形で書いておりますけれども、一つおめくりいただきまして、資料1-3「平成30年度の検討課題とスケジュール（予定）」というペーパーでございます。

きょう、10月15日と、あと次回12月4日は日付を入れさせていただいております。あと、3回目、4回目は1月下旬、2月下旬につきましても、事務的には調整させていただいて、ほぼ日程は固まっておりますけれども、文書上、先の話ですので、若干ぼやけた形にしております。

あわせて、3月には予備日という形でスケジュールをお願いしているかと思っておりますけれども、議論の状況によりまして、予備日の活用もお願いしたいと考えております。

議題につきましては、現時点での仮置きでありますので、検討状況によって順番が変わったりすることがあると、御了解いただければと思います。

あわせて、机上配付資料のほうの説明を行いたいと思います。2つ目の束をご覧くださいませすでしょうか。

机上配付資料1ということで8月下旬に委員会の山下委員長から、公認会計士協会の関根会長に宛てた、継続的な協力依頼というペーパーが最初についております。

その次のペーパーが、会計士協会から委員長の山下宛てに回答という形のものでございます。こちらにつきましては、個別の依頼事項を記載するよりも、組織として包括的に協力を依頼するという形のペーパーにさせていただいて、回答につきましても、それに応じた形でいただいているものでございます。

その上で、さらにもう一枚おめくりいただきますと、机上配付資料3がございます。こちらのほうの文書につきましては、今の机上配付資料1及び2を受けて、今年度における具体的検討をお願いする事項をお伝えするもので、遊休財産額算定の際に控除される財産の明確化に関連して、監督上の留意事項として協調する等の検討となっております。こちらの文書は「29年度報告 1. (2) エ」となっておりますけれども、内容としては、先ほど申し上げたようなものでございます。

その次の机上配付資料4につきましては、それについての回答になっております。

以上、資料1-2、1-3及び机上配付資料1~4までの説明でございます。

よろしく願いいたします。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますか。

ないですか。

それでは、以上の点を踏まえて、事務局は必要な手続をお願いいたします。

それでは、引き続き第2の「アンケートの集計及び分析について」でございます。

事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○明渡次長 資料2でございませう。何種類かに分けていますので、枝番がついているところでございます。

一番最初に資料2-1①が一枚紙についております。こちらは全体的な概要でございます。「アンケート実施の趣旨」が冒頭でございますけれども、まず、会計研究会の平成26～28年度までの報告書等について、成果を振り返るためのものでございませう。「実施対象及び実施方法」ということで、内閣府所管の750法人を抽出し、回答自体は約300法人、4割程度から回答を得られているものでございませう。

アンケート項目の詳細につきましては、後ほど、現在取りまとめているところの結果の説明とあわせて御説明いたしますけれども、全体の構成としましては、まず、法人情報、法人としての規模等を聞いた上で、こちらの1枚目のペーパーのアンケート項目とある「財務三基準関係」「公益法人会計基準会計」「28年度報告諸資料関係」と、この3つについてお尋ねしているものとなっております。

今回、報告するのは資料2-2の冒頭、表題をご覧くださいませうと「アンケート結果【速報】」と記しておりますけれども、取り急ぎ、お答えいただいた内容を単純に集計しているものが基本でございます。細かな中身は、引き続き現在分析している途中でございませうけれども、当初、アンケートを投げる立場から想定していたような記載ぶりではないものも、一部含まれていることはわかっておりますので、そういった意味では、若干整合性がとれないようなもの、しかも、法人側に趣旨が十分に伝わっていないようなところもあるようには思いますが、その部分をなかなか整理するのが難しく、今回は単純に集計しているものとして、御理解いただければと思ひます。

先ほど申し上げたように、引き続き精査、分析等を行って、場合によってはクロス集計等を行ったほうが良いようなものもあろうかと思ひておりますので、それは次回以降、改めて御説明したいと思ひております。

中身につきましては、担当者のほうから説明させませう。

○黒野補佐 資料2-2、A4の横の円グラフがついている資料をご覧くださいませう。

【速報】ということで、簡単に御説明させていただきます。まず、アンケートの対象法人ですけれども、750法人のうち、公益社団法人が232、公益財団法人が518ということで、割合にしますと、30.9%と69.1%になっております。実際の内閣府所管の公益法人の割合は、公益社団法人が32%弱、公益財団法人が67%強ということで、若干、公益財団法人が多目になっております。

この多目になっている要因は、基本的に750法人を選ぶときに、大手法人からも確実に回答をいただいたほうが良いだろうということで、財産の規模、あるいは事業費の規模の上位50のところについては、アンケートを出すという方針は決めておりましたので、それが財団法人がどちらかという多目になっている関係から、実際の構成比率よりも、財団法人が若干多目になっているということでございませう。

その下の公益目的事業費を便宜的に三区分にしております。これはなぜ1億、あるいは10億で切ったのかに明確な根拠があるわけではないのですけれども、おおよそのあたりで切って、質問の回答に違いがあるかどうかを確認したいという趣旨で分けております。

その下の資産規模も、5億と30億で分けておりますけれども、こちらにも明確な理由があってということよりも、おおよそのあたりで数的に最初の1億あるいは5億で切ったところが半分以上含まれるような形、その後10億、あるいは30億で切ったところが、さらにその半分以上は含まれるような形で分けております。

なので、この区分は特に意図したものというよりも、ある意味、便宜的に分けているということでございます。

その下の会計監査人ですけれども、こちらはそれぞれの法人に会計監査人を設置しているかどうかで、純粋に質問したものでございます。

さらにその下で、会計監査人は非設置であるけれども、任意の監査契約がありますかという質問を投げておりますけれども、こちらについては、回答する法人が任意の監査契約なのか、あるいはアドバイザリーの契約なのかが明確に区分されていない可能性があります。そちらについては、行政庁に提出されている資料からだけでは、契約書をわざわざ提出いただいているわけではないので、そこは明確になっていませんし、今後ちょっとそこを明確にする予定は今のところないです。あくまでも法人の自主回答で任意の監査契約ありというところが、この数だけあったということでございます。そういう意味で参考値でございます。

続いて、資料2-2の2ページ目、財務三基準関係の最初は【収支相償】ですけれども、収支相償が2段階ありますけれども、2段階目のところで剰余金があるかないかで、まず聞いております。プラスが300法人中50法人でございました。

1-2の項目につきましては、会計研究会の26年度報告の剰余金解消の延長についての記載のところですが、それに関するFAQの記載について、認識しているかどうかですが、300法人中236法人ということで、ほとんどのところが認識してございました。

1-3のところ「役に立ったか」「まあ役に立ったか」というような形で、おおよそ役に立っているところが200法人を超え、3分の2を超えるということで、事務局としては、もう少し「役に立った」が少ないかと想定しておりましたけれども、予想を超えて「役に立った」という回答が多かったということでございます。

その下、剰余金の解消理由のところですが、解消策として金融資産を取得することも、事業計画等、それなりの意志決定していただければ認めると、公益目的保有財産として金融資産を取得したことをもって、剰余金を解消したことも認められる整理になっておりますけれども、それについての質問が1-6でございます。

こちらは回答として、12法人が金融資産を取得して剰余金の解消としたという形のアンケート結果でございましたが、こちらの法人をそれぞれ確認してみましたところ、実際にはこの我々がアンケートで求めていたようなところの整理にはなっていなかったと、金融

資産を取得しているところが、確認できなかつたり、そもそも剰余金がプラスになっていないような状況だったり、我々のアンケートの意図が法人の回答者には十分伝わってなかった可能性がある。

こちらのアンケートを回答していただいた人が、定期提出書類を直接作成していらっしゃる方なのか、作成してなくて単純に事務局の事務員の方なのかとか、かなりばらつきがある可能性があって、そういう意味でアンケートの意図が十分に伝わらなかったかなと思っております。事例を御紹介できるかなと思って確認したのですが、12件確認したところ、いずれも御紹介できるような事例ではなかったということでございます。

先へ進みまして3ページ目の【法人会計区分の省略】でございます。

こちらアンケートの1-8のところ、「26年度報告やFAQの記載について」認識されているかどうかということで、3分の2以上の法人が認識しているということでございます。「まあまあ役立った」以上のところが180法人を超えるようなことになっております。

こちらはそもそも公益のみの法人にしか関係ないわけでございますけれども、今回のアンケートの回答が条件付きで回答が分かれていくような形にはなっておりません。論理的にはなっているのですが、制度上、論理的ではない回答も、体系的な回答が自由に選べるような形になっておりますので、本来、回答していただかなくてもいいような人も回答することができてしまう。パソコン上の回答で、クリックすれば回答したことになるラジオボタンを選ぶような形になっておりますので、結構気軽に回答していただけたことが逆に非整合の回答を誘発してしまったかなというところがございます。

続いて「2. 公益法人会計基準関係」で、金融商品に関する注記がありますかというところが、約半分の153法人から「注記あり」でございました。こちら認識しているという回答が221件で、3分の2以上でございます。27年度報告やFAQの記載が「役に立った」以上が、こちら200法人に近いということでございます。

続きまして4ページ、賃貸等不動産の注記の関係でございます。

こちらについて27年度報告、あるいはFAQの記載を認識されている法人は175法人で、2-6の質問のところ、賃貸等不動産がある法人が31法人ございました。

2-7で、本来だったら、この31法人が回答していただければよかったのですが、合計を見ると34法人となっております。

これはその表の下にも書いてありますように、31法人中2法人が回答がなかったと、賃貸等不動産なしと回答した法人も2-7の項目を5法人が回答しているということで、31-2+5で34法人という結果になっております。これも先ほど申しましたように、ラジオボタンで回答できることもあって、気軽に回答していただいた結果、こういう不整合な回答も見られることになっております。

ちなみに、この内閣府のアンケートシステムを使っているシステムが、今度新しいシステムに置きかわるので、今後は多少の論理的な、こちらの回答を選んだら自動的に選択肢が枝分かれするような項目が使えるようになりますので、今後は若干こういう不整合な回

答は減ることが想定されております。今のは余談でしたけれども、この賃貸等不動産の件数はそういう形で、31件が2-7では34件になっております。

その下【指定正味財産】でございます。

こちら26年度報告の内容は、248法人が認識してございます。こちら2-9のところで「指定正味財産がありますか」と問いかけて、203法人があるということでございます。

2-10の回答ですけれども、こちらは実際の使途の制約の内容を、複数回答オーケーでそもそも聞いておりますので、合計が214になっております。ここはもともと整合していないということでございます。

2-12で、費消時期が指定されている法人について、その費消時期がどれくらいですかと確認したかったところなのですけれども、こちら「費消時期が指定されている」と回答していない法人も回答していただいた結果、合計20件になっております。表の下にありますように「費消時期が指定されている」8件中7件が「10年以内」でございました。

5ページ目の【他会計振替】で、こちら2-14にございますように、役に立った以上が約200件に当たるということでございます。

最後、3-1で、こちらは28年度報告の参考資料で、別表Hと財務諸表の関係、あるいは剰余金の解消の記載例のようなものです。それから、会計基準と運用指針をまとめて整理した資料、会計に関するFAQの早見表ということで添付しておりましたけれども、それが役に立ったかどうか、複数回答可でございますけれども、こちら事務局として想定している以上の法人が役に立ったと選択していただいたかと認識しております。

アンケートの速報の説明は以上で、この後、個別のコメントを記入するところの説明が菊地さんからあります。

○菊地補佐 引き続きまして、A4の縦書きの資料2-3と、A3の右上に「非公開 机上配付資料5」と書いてあります縦書きのコメントがずらっと並んだ資料、こちらの2つを使って御説明させていただきたいと思っております。

今、資料2-2を使いまして御説明させていただいた中で、具体的にほとんど役立っていないと選択をした場合の理由などについて、個別に法人様に回答していただいた内容をカテゴリー集計、あるいは実際のコメントということで、資料として用意したものでございます。

例えば、先ほど資料2-2の中で、項目1-4があったかと思っております。資料2-2の2ページ目の項目1-4です。こちらは【剰余金解消計画の1年延長】につきまして、1-3の回答で「ほとんど役立っていない」と回答したところが14法人ありましたけれども、その「ほとんど役立っていない」と選択した場合に、その理由を御回答いただいた内容を資料2-3に記載しております。以下、項目1-10、2-4、2-11、2-15について、それぞれカテゴリー別に集計したものでございます。

今回のケースにつきましては、法人側にその説明の趣旨が十分に伝わってないと思われるようなことで、記載内容につきましても、ちょっと趣旨から外れるようなことが書いて

あることは我々も認識しているのですけれども、今回につきましては、それも含めて御紹介ということで、御了解いただければと思います。

あと、カテゴリー分けですけれども、資料2-3のカテゴリーにつきましては、私ども事務局で今回便宜的に分けさせたものでございます。ですので、引き続き精査させていただく予定でございます。

では早速、資料2-3の個別の項目について御説明させていただきます。

資料2-3の「1. 財務三基準関係」【剰余金解消計画の1年延長】の「1-4 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由」をご覧ください。

こちらにつきましては、26年度報告やFAQで記載しているところですが、それについて認識している法人が、その内容について「ほとんど役立っていない」と選択した法人に、その理由を記載してもらったものでございます。

14件の回答がございますが、その中で「①収支相償がプラスにならないため」が12件ございます。これにつきましては「ほとんど役立っていない」という選択をしておりますので、回答としては当然と言える内容と思われま。そのほか、担当者の未認識その他で、合計14件でございます。

机上の配付資料のA3の5を見ていただきますと個別の回答がございますけれども、こちらの※に記載させていただいておりますが、理由の記載欄につきましては、先ほども申し上げましたように、全ての法人が記載可能となっておりますので、回答としては実際17件ございました。そのうち3件は「役立った」あるいは「未認識」と回答した法人からの回答でございます。今回の件数には含めておりません。17からマイナス3ということで、14件でございます。以下の項目についても、同様とさせていただきます。

続きまして、項目1-10です。【法人会計区分の省略】の項目について御説明いたします。

資料2-3の「1-10 ほとんど役立っていないを選択した場合、その理由」で20件でございます。

こちらは公益目的事業のみ実施する場合の正味財源増減計算書内訳表の法人会計の区分の省略について、26年報告、FAQで記載しているところでございます。これを認識している法人が、内容について「ほとんど役立っていない」を選択した法人に、その理由を記載してもらったものでございます。

資料2-3の脚注にも記載しておりますが、20件中2件は、具体的には配付資料5の5番目と9番目につきましては、2つのカテゴリーを回答しているところで、合計としては22件として件数をカウントしております。

次に回答のカテゴリーの中でご覧いただきますと、「④収支相償の計算上不利になるため」という記載が2件ございます。こちらにつきましては、法人会計ですと黒字で公益法人事業に含まれるというところ、法人会計区分の省略によって、法人会計の黒字が取り込まると収支相償上プラスに働くためであるという意味で、④のようなコメントをしてきた

と考えられます。

また「⑤その他」が4件ございますけれども、こちらの4件の具体的な内容につきましては、例えば配付資料5の6番目の「該当なし」や、16番目の「知らなかった」というような内容については「その他」としてカテゴリー分けをしております。こちらはそれぞれ法人の生の記載の内容で記載しておりますので、書きぶりについては、さまざまというところがご覧いただけるのかなと思われまます。

続きまして、公益法人会計基準関係の1つ目になりまして、2番目の項目です。【金融商品に関する注記】についてのアンケートの具体的な記載内容です。項目2-4は27年度報告やFAQで記載したところがございますけれども、この【金融商品に関する注記】について認識している法人で、その内容について「ほとんど役立っていない」を選択した法人に、その理由を記載してもらったものです。合計7件ありますが、①の2件は金融商品を保有していないですので、当然の御回答というところです。

「②その他」につきましては、具体的には配付資料5の中で上から6番目「決算書作成段階で担当者が認識していなかったため」あるいは7番目「税理事務所に相談依頼したので見ていない」などが内容でございます。これらにつきましては想像になりますが、アンケートの回答者と決算書や定期提出書類の作成者が異なっているなどのことが理由と考えられます。

2-4につきましては以上でございます。

続きまして、項目2-11になります。こちらはアンケート項目の「2-11 指定正味財産を充当した資産の内容」でございます。全部で100件と多いところがございますけれども、こちらは指定正味財産の考え方について26年度の研究会報告で記載させていただいているところですが、今回「指定正味財産を充当した資産の内容」を具体的に記載してもらったものでございます。

机上資料配付資料5を見ていただきますと、1枚目から2枚目にかけてですが、件数で言いますと100件の回答がありまして、指定正味財産があると回答した203法人のうち103法人は、こちらにつきましては、指定正味財産を充当した具体的な資産内容の回答の記載がなかったので、それ以外の法人様から回答が具体的に返ってきたというところがございます。

資料2-3のカテゴリー分けを見ていただきますと、回答内容では「①有価証券」「②現金預金」が、合計で8割以上を占めているといったところになります。これはある程度想定されたところかなと思います。これに関しまして、机上配付資料5を見ていただきますと、法人からの回答がそのままなので、具体的に法人名が予想できるような回答も中には出ているような感じで、ご覧いただければわかると思いますけれども、今回は生のデータでお出しさせていただいております。

引き続きまして、項目2-15の【他会計振替】でございます。

アンケート項目2-15ですが、こちらにつきましては、26年度報告とFAQで記載してある

ところについて【他会計振替】の考え方について、これの記載を認識している法人で、その内容について「ほとんど役立っていない」を選択した法人に、その理由を記載してもらったところでございます。

「①該当がないため」が6件と「②その他」が2件ございますが、この2件につきましては、机上配付資料5で御説明しますと、例えば10番目とか11番目が、カテゴリー区分として、そちらに区分しております。こちらにつきましても、実際のアンケート回答者と作成の担当者が違うことで予定していないような回答になった可能性もございます。

あとは、また引き続き精査をして、次回以降に御報告することを考えております。

御説明としては、以上になります。

○高山座長 ありがとうございます。

今の御説明等につきまして、何か御意見等ございますでしょうか。

これは不整合をどう公表していく予定なのでしょうか。これは公表するのですよね。

○菊地補佐 机上配付資料5につきましては、こちらはもちろん非公開予定です。

○高山座長 非公開ですよね。そうすると、こちらを出す可能性があって、これについて不整合が見えてしまうと、アンケートの信頼性も出てきますものね。ここはやはり分析をしていただいてということでしょうか。

○明渡次長 今回は単純集計ということを明らかにした上で、資料としては、まず出したいと考えております。

○高山座長 単純統計か。

○明渡次長 単純に言ってきたものをそのまま書いている形のものとして考えております。一方で、恐らくそういった不整合となる点が、どういうものがあるのかを最終的に精査する中で、こういったものとして不整合な点があると明記する。もしくは、クロス集計することによって、そのあたりが明らかになるようなものもあるかと思っておりますので、そこができる部分については、何らかの形でやればいいたろうと思っておりますけれども、今回はあくまで単純に返ってきたものをそのままという形で整理させていただければと考えております。

○高山座長 ありがとうございます。

それでは特になければ、今の御回答も含めまして、事務局は引き続きアンケート回答の分析をよろしく願いいたします。

ちょっとテンポが早いのですが、それでは議事の第3に入ります。「今後の検討課題について」でございます。

事務局から、御説明よろしく申し上げます。

○明渡次長 今後の検討課題の部分でございますけれども、こちらにつきましては、本体の資料としてはつけておりませんが、机上配付資料6「日本公認会計士協会提出資料」という形でおつけしているものがございます。

こちらにつきましては、今後の検討課題として、公認会計士協会、非営利法人委員会、

公益法人専門委員会の先生方に考えられる課題をお尋ねしたところ、こういった形で御提出いただいたものと承知しております。組織としてよりも、それぞれの先生方がとりあえず考えつくものをお出しいただいたものではないかと認識しております。

具体的にどの事項を検討課題とするかにつきましては、今回、御出席いただいている参与の先生方からの御意見も含めて整理した上で、改めて御相談することとしたいと考えております。あくまで今回はこういうものをいただいているという御紹介であります。参与の先生方につきましても、課題として考えられているものにつきましても、お示しいただければと考えておりますので、改めてまたお願いしたいと考えておりますけれども、その節はよろしく願いいたします。

○高山座長　ということで、随分重い検討課題を2つ挙げていただきまして、これは検討するとなると、相当な議論をしていかなければいけないことでございます。また、参与の皆様も、これに加えて何かございましたら、また事務局のほうにお考えを出していただければと思っております。

何か御質問等ございますでしょうか。また、追加説明等よろしいでしょうか。

では、引き続き第4「その他」でございます。

事務局から、御説明よろしく申し上げます。

○松前　「その他」につきましても、御説明させていただきます。資料4-1でございます。昨年29年度報告で、会計士協会様への依頼事項とした実務指針の改正についての御報告でございます。

資料4-1は、現在既に協会のほうで取りまとめをしていただきまして、9月21日から10月21日の間に公開草案として出されております実務指針の34号の抜粋でございます。もともと29年度報告で6号財産について、その取り扱いを先生方に決めていただきまして、府令の改正を前提に取り扱いを変えてございますが、それを機会といたしまして、協会のほうでも、監査上留意していただきたいところを、実務指針に織り込んでいただきたいという依頼事項がございました。

それにつきまして資料4-1で、これは実務指針の34号の監査上の取り扱いの中の2番目に「財務諸表監査における法令の検討」という項目を1つ設けていただいたところでございます。

内容につきましては、法令等につきましても、認定法の中ではさまざまございますけれども、その中で特に財務三基準については、御留意いただきたいというような文章になってございます。その中でも、もともと監査基準委員会報告書の250を参考にしてくださいという依頼事項でございまして、その趣旨を踏まえていただき、その内容を取り込んでいる文章になっていると思われまます。

資料4-1の26項のところには、御検討いただきました6号財産のことを直接は書いてございませんが、この前に前提がございまして、34号で29年度報告を踏まえて、今回、財務諸表につきましても法令等の検討について入れさせていただいておりますということで、

29年度報告の要請については、背景で取り入れていただいております。背景と、この26項を見ていただいて財務三基準、特に6号財産についても、あわせて御留意いただきたいという内容になってございます。

ただいま、まだパブリックコメントの期間でございますが、御対応いただいている状況の御報告でございます。

以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、あるいはつけ加えることがございますか。ないでしょうか。

協会のほうはしっかりと対応していただいたので、あとはパブコメがどうなるかということだと思っておりますが、前回の29年度報告の特に遊休財産、6号財産については、府令はまだですね。それも見ながらきちんと対応していただくということだと思っております。

それでは、以上をもちまして、議事関係は全て終了いたしました。

引き続き、きょうの本題ではないですけれども、懇談に移ります。別表Hの方向性についてでございます。

事務局から、御説明よろしく申し上げます。

○明渡次長 資料の一番最後の束、右上に赤の大きな字で【懇談用資料】と書いているものでございます。何点かホチキスどめで、6つの区分になっております。

1枚目が、全体の概要のペーパーです。

2つ目が、法令のコピーです。

3つ目が、左上に別表H（1）と書いてあります別表Hです。

4つ目が、別表Hについての記入要領のペーパーです。

5つ目が、様式第十二号です。

最後に左上に別紙1となっている6つの種類からなっております。

この別表Hの関係でございますけれども、これまで簡便版について御議論をいただいたところでありまして、この別表H本体に関しまして、一旦検討すべき事項があることがわかりました。その状況について御報告するものでございます。

なお、このようなことがわかったのは、ある公益法人につきまして公益認定の取り消しがあり、その際の公益目的取得財産残額の計算を試みたところ、判明したものでございます。頭の整理も含めまして、改めて仕組み等について順を追って御説明してまいります。

最初の資料でございますけれども「現行の仕組み等」となっておりまして、「（1）法令上の定め」と書いております。現行の仕組みとしましては、法令上、まず法第5条17号に公益認定等取消時における贈与の規定がございます。その計算方法につきましては、法第30条第2項に規定があることになっております。

下位法令である府令には第48条、49条等に毎年度の公益目的取得財産残額の計算等について規定しているとなっております。以下、実務上の対応ということで、これが別表H

をつくっていただかなければならないことになっているところがございます。

3つ目の左上に別表H(1)と書いてある資料をご覧くださいますと、ここに具体的な数字を入れていって計算をしてもらう形になっているところがございます。欄が右と左に大きく2つに分かれておりますけれども、この8番に「公益目的保有財産の運用益等」を記載する欄がございます。こちらの数字自体は1枚おめくりいただいて、3ページ目になりますけれども「3. 公益目的保有財産の運用益等」に内訳を書いて、これを記載する形になっております。

この3ポツにどう書くのかというのが、次の記載要領をご覧くださいますと、その一番最後、下のページ番号が58と書いてあるページでございます。その右上に「C 公益目的保有財産の運用益等」という形になっておりまして、そのただし書きの部分「金融資産を公益目的保有財産とした場合の評価益については記載の対象となりませんので御注意ください」という形で記載をしているところがございます。したがって、株式が上がった場合についても、この8の欄には入ってこない形になります。

別表Hの下のほうをご覧くださいますと「2. 公益目的保有財産」の21のところ「当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額」という形で書くことになっておりまして、その右側に【参考数値】の下22ですけれども、これは前事業年度末における帳簿価額の合計額という形になっております。例えば前事業年度末で100という価格だったものが、次の年度において150となっていると、21に150、22に100を書く形になっております。

22の欄の上のほうをご覧くださいますと、19の欄がございまして「公益目的保有財産に係る調整額」で、21引く22という形になっています。先ほどの例で言いますと、150から100を引いて50という形になります。こういった右側の欄を合計したものが20に記載される形になります。

この20がどのように影響するのかと言いますと、この欄の左の方の上で、1の部分でございます。「当該事業年度末日の公益目的増減差額」で、 $2 + 14 - 20$ で、先ほどの50がここで引かれる形になっております。一方で、冒頭に申し上げたように8の欄には含み益を乗せない形になっているということがございます。

これを受けて、公益目的取得財産残額の形は、一番下の24の欄で $1 + 21$ ということで時価評価しているものですが、この1のところ含み益の分がマイナスになっている形の計算になるところでございます。

認定取消時につきましても、先ほどの束で言いますと、5番目の報告書と、その次の最後につけました別紙1という資料、この別表Hとほぼ同じような形式になっておりますけれども、こちらについても、同様の形で記載する形になっているということがございます。この公益目的取得財産残額に、株式等の含み益が入らないような計算になっているということがございます。

申しわけありません。これは余りよくないようなことでもありますので、どのような形で

有価証券の評価損益を公益目的取得財産残額の計算に反映させるか、幾つかやり方があるかと思えますけれども、それにつきまして、ちょっとこれから、今までこういったやり方になってきているということも含めて、どういう形の対応ができるのかと検討してまいりたいと考えております。場合によっては、別表Hの記載の仕方等々を見直す必要があるかもしれないと考えているところがございます。これにつきましては、何らかの形で委員会の了解も得なければいけないだろうと思っております。

今回、このようなことを御報告いたしましたのは、これまで御議論いただいてきたH表の簡便版につきましては、今の課題をクリアした上で、それを対応したものとせざるを得ないのではないかとということで、この点をおわびすることございまして、あわせて何らかのお知恵があれば、御教示いただければというのが、今回、懇談という形で御説明させていただいた趣旨でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○高山座長 ありがとうございます。

当初はよくできた表であったなと考えております。皆さんも、もう一回ちょっと別表H(1)をご覧になっていただきたいのですが、今、御説明がありましたように、最終的に公益目的取得財産残額は、別表H(1)に公益目的保有財産としている部分に、積み上げの利益、いわゆる未実現を抜いた積み上げの利益を入れて計算をする部分がございます。21と22の欄で足し引きをすると未実現の部分になりますから、これを調整しなければいけないということで、10欄と19欄を使って調整をするという、上に未実現の部分が入ってしまった結果、これを真面目に計算していきますと、ちょっとあれっというような結果になることが今回判明したということが一つあります。

それと、簡便法のH表の数字もお尻から計算していくので、この未実現の部分がうまく反映してこないで、簡便法のHをそのまま出してしまうと、まさに未実現の評価損益の部分がうまく使えませんかということに気づきましたので、簡便法のH表を出していくにしても、この未実現の部分の評価損益をどうするかは大きな問題です。まだ、これについてどうしていいかというのは。

○明渡次長 幾つかの選択肢はあるかと思えますので、そこをちょっと整理した上で、また、改めてということで考えております。

○高山座長 ということですね。

やはり、皆さんH表が難しいという話もあって、アレルギーがあった部分で、せっかく簡便法を出そうと思ったのですが、ここはちょっとクリアしないといけない部分だと思います。

今、評価損益が正味財産増減計算表のところで別枠で、かつ、ここに売却と為替が入って、評価、売却、為替が入ってきます。ですから、ここを評価の部分と売却の部分と為替の部分とを3つ分けて、どこかで表示をして、そしてH表を使って、その評価の部分だけを調整するような形にもってこないで、うまくいかない部分もありますし、また、このH表

の本表の部分で、そこも工夫をしていかなければいけないという2つの難しい部分があります。ただ、別表Hの簡便版は絶対に出さなければいけない部分でございますので、どうしていいかは、今、事務局でいろいろ考えていただいている状況でございます。

何か御質問はございますでしょうか。これは数字を入れてみると、なかなか気づかない部分です。これ自体は非常に理論的かなと思ったのですけれども、また、有価証券が洗替法なのか、あるいはそれぞれの切放法というのですか。もとの取得原価に戻るか戻らないかという問題も、ここにはちょっと関連するのでございまして、洗い替えだと随分よかったですでしょうけれども、そうでないと、ふえた部分がちょっとどこかに消えてしまう部分があります。そんなのもありまして、ぜひ皆さん、ここについては頭の体操もございまして、いい案がございましたら、事務局のほうに提案をしていただくとありがたいなと思っております。

○梶川参与 よろしいですか。

○高山座長 どうぞ。

○梶川参与 勉強不足であれなのですけれども、58ページのCの「ただし、金融資産を公益目的保有財産とした場合の評価益については記載の対象となりません」と書かれている部分は、どの辺の強行法規から、どのレベルの規範性でここが書かれているのでしょうか。これも何に依拠しているのか。

○松前 根拠法というところはないのですけれども、どこに書いてあるというのはなくて、これは記載要領とか手引きの記載の一つでございます。

この考え方としては、認定法の趣旨にさかのぼるのですけれども、公益目的取得財産残額を計算するに当たって、途中の年度では、持っている資産については時価評価替えとかをするのが、やはりそれぞれ公益法人さんが煩雑になることもございまして、評価損益については、なるべく取り込まないという趣旨がございました。

会計基準などもそういったところがございまして、評価損益等というのは収支相償に入らないようにとか、そういったことも関連するかと思うのですけれども、あわせて資産についても、評価損益は途中の計算では入れない考え方がございまして、手引きにはこのような記載が出てきたと認識しているところでございます。

○梶川参与 途中、管理表の整理として、フローの中で入れないことはあるとは思いますが、最後のストックの特にこの認定取消のときの所有権が、そのオーナーシップが移るときの話として、この財産がどう解釈するかは、多分H表の書き方みたいなレベルの話ではなくて、本質的に公益財産だと出したものを、我々は会計的に借り方サイドで見るのか、それこそ貸し方サイド見るのかというか、これはものを公益財産だと出した以上は、このものそのものが公益財産だという考え方のほうがなじむかもしれないとすれば、記載上の注意の話では全然なくて、ちょっと記載上の注意が違っていたという話にも近い話ですね。

○松前 そうですね。

○梶川参与 ただ、それが法から読み込まないといけないとか、ちょっと高い次元の規範

性のあるものから読み込まなければいけなければ、議論の上ですけれども、そこをいじるか
いじらないかみたいな話もあるかなという気がしたもので、どの辺のレベルの規範性か
らのお話なのか、言ってみれば解釈論ですから、書いてもとに戻って、公益財産は固有性
のあるものとして発想するのか、名目金額としてもものを考えるのかという議論にもちよ
つと影響するかなという気はするのですけれども、最後は金額ですよ。

○松前 ちょっと説明不足で申しわけありません。実際に取り消しのときは時価評価とい
うのがまた別途ございまして、固定財産は時価で置きかえて算定する趣旨はあります。そ
れは法律で決められていて、ただ、ずっと継続している事業年度については、評価損益は
計算には入れない形の構造で来ているところでございます。

○梶川参与 そういう意味で評価益というのは当然時価評価の中に入るとのことだと思
います。

○松前 そうです。

○高山座長 ところが、もう一回H表の（1）をご覧になっていただきたいのですが、評
価益の部分について8番には、これはPLと考えていただければ入らないのです。評価益は
入っていませんと、8番から除外をしています。

ところが、評価益の部分を19番で引いているのです。19番というか評価益を8番で足し
て引くのだったらいいのですけれども、足さずに引いていると、なぜ引いているかとい
うと、21番から22番を引くときに評価益が出てくるから、これを19番で消しましょうとい
うことで、損益計算書の考え方にここでストック的なのが10番から19番ぐらいまで入って
いて、それが損益計算書のようになっているわけなのです。そうすると、評価益を引いて
しまふ損益計算書が上のほうにできあがってしまいますということで、これがよくないの
です。そういうことですよ。

○松前 もう既に時価評価を取り消す行為は18、19でできているのに、加えて手引きの
ところで書いている。そういう理解でございます。

○高山座長 そうですよね。

○梶川参与 もちろん、その取り消しというのは、このPLとBSの整合性をとるために取り
消している話にも近いわけですよ。

○高山座長 私はそう理解していたのですけれども、技術的に取り消していたのですよね。

○松前 そうです。

○梶川参与 本旨からすれば、当然、最後の土壇場に来たらば、当然時価評価だと。

○松前 そういうことで考えていたのですけれども、同じ計算構造で取り消しもなっ
てしまっているのです。

○高山座長 別紙1のほうですね。これが同じ計算構造なので。

○中田参与 そうすると、問題は認定法規則の公益目的取得財産残額の算定を決めたのは
48条だと思えるのですけれども、監査のときは49条ですよ。この関係が何回読んでも、私
はよくわからないのですけれども、結局、今の問題は48条で計算している公益目的取得財

産残額は、特に公益目的増減差額が必要以上に小さく計算されるのが問題だと、こういうことですよ。

そうすると、49条はこの2つの合計なのですから、1号が公益目的増減差額なので、これが要するに累積で少な過ぎるのではないかと、こういう評価というか、公益目的増減差額は、ちょっとこれがわからないのですけれども、財産目録における最も遅いものの末日における公益目的増減差額なので、これは財産目録からは出てこないですよ。そうすると別表Hで累積した残額そのものになるはずなので、そこのことですよ。

○高山座長 そこで19がずっと入っているわけです。

○中田参与 そういうことですよ。洗い替えだからいいだろうというのは、2号は確かにそうなのだけれども、1号のところは洗い替えしてもだめだということですよ。

○高山座長 だめなのです。

○中田参与 そういうことですよ。その2つの条文の読み方が何回読んでもよくわからないので、48条が帳簿価額だと認識していたのですが、49条は時価なので、そのときに洗い替えがあればいいのだろうと、要するに、今、計算している別表Hの金額は各事業年度末日の金額の計算だけであって、その累積は考慮しないのだろうと思っていたのですが、そうではないよと、認定取消のときは、それを使わざるを得ないから、やはり考慮しなければいけないのだよということですよ。

○高山座長 そうです。

○中田参与 ここをちゃんと読んでいる人はほとんどいないので、そこからちゃんと説明してくれないと多分わからないと思います。問題の所在がわかりました。

○高山座長 要は先ほど言った19がいたずらをして、ずっと累積して小さくなっているという話なのです。

○中田参与 だから、19というよりも、19で調整したのだから、8番のところに本当はこの手引きで書かなくてもよかったということですよ。

○高山座長 そうですね。

ただ、19で調整しないと、今度は21-22の調整をもう一回やらなければいけないのです。

○中田参与 いや、だから19の調整は生かす。8のところはちゃんと普通に入れる。そういうことですよ。

○高山座長 そうですね。

○梶川参与 これはでも、先ほどおっしゃられた本則は時価でやるという話ですよ。

○松前 取り消しのとき。

○梶川参与 取り消しのときはです。

○高山座長 途中は含みの場合は入れないとかあるので。

○梶川参与 取り消しでないとだめなのね。

○高山座長 取り消しのときにずっと少ない部分が、ずっと来るので少なくなってしまう。ここが少ないのですよ。引いているからね。

○梶川参与 それはあれなのですけれどもね。だから、その本則の考え方をこの記載要領でオーバーライドできるのか。

○明渡次長 オーバーライドはできないで、その本則の解釈の範囲内でもちろんやっていかなければいけませんので、その本則上の読み方の整理と、それを落とした様式及び記載要領と整合をとるような形にはしなくてははいけない。

○梶川参与 結論はオーバーライドできないのですよね。

○明渡次長 本則の解釈は、それは当然できません。

○梶川参与 ぬか喜びでごめんなさいという話に近い。ちょっとごめんねみたいな。

○高山座長 中田参与、どうぞ。

○中田参与 先ほどの認定の規則の話なのですけれども、これはとても読みにくいので、別表Hの1で計算した公益目的増減差額が、この49条の1号の増減差額なのかについては、どこにも書いてないのです。だから、そうしようとしてらっしゃる意図はわかったのですが、そうしなくてもいいのではないかという話もあって、別表Hは今までどおりやって、何らかの計算でそれを出せるなら、それでもいいのかなと、そこからちょっと議論したほうがいいのかと思ったのですけれどもね。

○松前 過去の累積分のもとをとってということですか。

○中田参与 そうです。

○小森委員 Hと切り離してということ。

○高山座長 そもそもHが全く意味がなくなって、何をやっているのという話。

○小森委員 何のためにつくっているのだと。

○中田参与 それは48条だからしょうがない。

○高山座長 そうなのですよ。だから、皆さんの頭の中には増減差額をずっと累積していくと、それに時価を足し込んで、それで取り消し、あるいは返上の計算をするというので安心していただけなのですが、その部分の増減差額の一部がちょっと過小、過大どちらもあるのですけれども、なっているということではよくないです。ただ、48条と49条は全く別にすると、一生懸命48条を何でという。

○中田参与 ただ、今の別表Hはものすごく変ですよ。めちゃめちゃマイナスになっているところもあるし、ちょっとその辺がおかしいではないですか。そういう話にもなってくるので、どうなのかなと思っています。

○高山座長 いろいろと御意見があるのですけれども、解決策として、これは何とかしなければいけない部分なのです。

皆さん、これは懇談用の資料でございまして、制度の信頼の問題も出てきてしまいますので、外に出すのは控えていただきたい。

H表については、文書はしっかりと出していくことは変わりませんので、ここを見直していく中で、また皆さんのお知恵を拝借したいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

なければ、以上で懇談を終了します。

では、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○明渡次長 次回の日程でございます。12月4日の火曜日10時からとなっております。以下、年明け1月28日、2月28日で、仮押さえをお願いしているところでございます。

よろしく願いいたします。

○高山座長 以上、今回の議事は全て終了いたしました。

本日も活発な御意見、どうもありがとうございました。

どうもお疲れさまでございました。